

大阪柔整だより

「平成 29 年度 支部長会議」開催

平成 30 年 2 月 24 日(土)15:00 より大阪柔整会館 5F ホールにて支部長会議が開催された。

初めに、徳山会長の挨拶があり、その中で今後の支部事業を合理的に効率よく運営して頂くことを考慮し、現在の 62 支部から以前の 18 ブロックに再編する考えを示された。

今回の支部長会議のテーマ「支部事業 提出書類の変更点」について川口副会長より説明があった。内容としては、起案書・事業申請書等の各様式の簡素化について。現在の事業申請書・事業清算書は二枚提出から一枚に変更される為、管理等についても不備が少なくなると考えられる。また、提出書類の注意事項として、起案書の提出期限や起案書・事業申請書・報告書等の各書式について最新の書式を使用し、細かな記載不備等についても注意して頂くようお願いされた。特に救護に関しては、派遣依頼書を提出される場合の各団体への確認事項についても説明され、提出書類の変更点についての説明は終了した。

引き続き、公益社団法人 日本柔道整復師会 総務部長 三橋 裕之 先生並びに政策部長 豊島 良一 先生にお越し頂き、「日整の政策に関する意見交換会」と題して、日整の現状と業界のこれからをご報告して頂いた。内容としては、「日整の動き」「柔道整復師学校養成校の教育改革」「柔道整復業界の制度改革」「柔整審査会の権限強化」「施術管理者の要件見直し」「亜急性の議論」「電子請求に係わるモデル事業の実施」「不適正な広告の是正」以上の項目についてスライドを使い詳しく説明があり、特に、柔道整復師学校養成施設カリキュラムが変更されることで臨床実習の単位数が増加する為、養成校附属接骨院に加え、要件を満たした養成校の外部臨地実習施術所(接骨院)での臨床実習も行なわれることになる。会員の先生方には是非、外部臨地実習施術所として「柔道整復師臨床実習指導者講習会」を受講して頂きたいとお願いをされ報告は終了した。

今回の支部長会議は日々の支部事業について、またこれからの業界について幅広い内容の濃い会議となった。各支部長の先生方におかれましては会議の内容を支部会員にお話いただけますよう、よろしく願いいたします。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 理事

第 6 回療養費適正化特別対策班会議 開催

平成 30 年 2 月 21 日(水)に療養費適正化特別対策班会議が開催された。
 今回は、療養費適正化理念の進捗状況と今後の展望について話し合われた。
 冒頭、徳山会長の挨拶では、「療養費適正化を推進してから 2 年経過し、外からどの
 ように見られているのか大阪保険講演会では保険者・整形外科医師をお迎えし、講演
 をいただいた。今後も療養費適正化を進めていく精神は変わりません。」と、括られた。
 続いて、各担当者より療養費適正化理念の進捗状況と今後の取り組みについて
 下記の事項の報告がなされた。

- ・高額請求対象者指導について
- ・医科受診指導促進について
- ・違法広告・看板の対応について
- ・往療料適正化について
- ・会員指導・府民からの相談等について

療養費適正化理念を発表して 2 年経ち、府民、保険者、社団会員、徐々にではあるが理解してもらえるようになってきている。

今後も、引き続き療養費適正化理念の推進へご協力をよろしくお願いいたします。
 公益社団法人 大阪府柔道整復師会 療養費適正化特別対策班

介護保険のコラム Vol.36

～平成 30 年度介護保険法改正のポイント（利用者負担）その 2～

現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- ・見直し内容
 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を 3 割とする。ただし、月額 44,000 円の負担の上限あり。【平成 30 年 8 月施行】

【利用者負担割合】

	負担割合
年金収入等 340 万円以上 (*1)	2 割 ⇒ 3 割
年金収入等 280 万円以上 (*2)	2 割
年金収入等 280 万円未満	1 割

*1 現時点では、「合計所得金額（給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額）220 万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額 340 万円以上（65 歳以上の単身世帯・夫婦世帯の場合 463 万円以上）」とすることを想定。

⇒単身で年金収入のみの場合 344 万円以上に相当

*2 「合計所得金額 160 万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額 280 万円以上（65 歳以上の単身世帯・夫婦世帯の場合 346 万円以上）」⇒単身で年金収入のみの場合 280 万円以上に相当

3 割負担となり、負担増となる者：約 12 万人（全体の約 3%）

現行制度の 2 割負担者：45 万人

【対象者数】



受給者全体 496 万人

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

*** 大阪建設国民健康保険組合被保険者証の更新について ***

- ・保険証の色調：ピンク
- ・記号番号：建国2桁－5桁数字
- ・交付年月日：平成30年4月1日
- ・有効期限：平成31年3月31日

※75歳になる場合は誕生日の前日まで

保険者変更通知

変更前	内容	変更後	変更日
USEN健康保険組合 06273858	名称変更	USEN-NEXT GROUP 健康保険組合 06273858	H30年4月1日
西部電気健康保険組合 06430219	移 転	西部電気健康保険組合 06401236	H30年2月1日

福祉医療費助成制度(平成30年4月以降)の適正な運用について

障がい者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

【例】医療費1ヶ月30,000円要した場合(保険3割負担)

○重度障がい者・老人医療費助成を使用した場合(1カ月の支払額を3,000円で止めた場合)

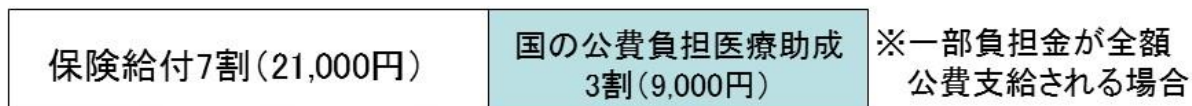


○ひとり親家庭・乳幼児医療費助成を使用した場合



○原爆の公費負担医療制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、**国の公費負担医療制度等の受給者証を所持する方は、国の公費負担医療制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担医療制度)を優先使用していただくこととなっています。**



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障がい者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の医療証を所持する患者さんの負担については、左記に示す様なイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担医療制度等の受給者証をお持ちの場合は、この公費負担医療制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。